

別添 1

厚生労働行政推進調査事業費補助金
地域医療基盤開発推進研究事業

看護師学校養成所 2 年課程 (通信制) の入学要件等の見直しによる影響の評価

令和 2 年度 総括研究報告書

研究代表者 奥 裕美

令和 3 年 5 月

目 次

| | |
|--|---------|
| I. 総括研究報告 | |
| 看護師学校養成所2年課程（通信制）の入学要件等の見直しによる影響 1年目調査(教員・学生対象調査票調査)結果 奥裕美 | --- 1 |
| II. 研究成果の刊行に関する一覧表 | ----- 8 |

厚生労働行政推進調査事業費補助金（地域医療基盤開発推進研究事業）
総括報告書

看護師学校養成所 2年課程（通信制）の入学要件等の見直しによる影響
1年目調査（教員・学生対象調査票調査）結果

研究代表者 奥裕美 聖路加国際大学 教授

研究要旨

本研究は、平成 30(2018)年の保健師助産師看護師学校養成所指定規則(省令)の改正で見直された看護師養成所2年課程(通信制)(2年課程(通信制))への業務経験年数等の入学要件(業務経験年数の短縮、専任教員配置数の増加等)が、入学者・教育体制等に与えた影響を評価することを目的に、2年計画で行う研究の1年目である。①2年課程(通信制)の教員、②教員を対象に行う量的調査および、③教員を対象に行うインタビュー調査を組み合わせ実施するものであり、1年目の令和2年度は、①②を実施した。①教員調査の結果 71 件(有効回答率 95.9%)、②学生調査の結果 956 件(有効回答率 78.4%)が得られた。その結果、2年課程(通信制)への入学要件としての業務経験年数について、教員・学生ともに現状の7年を維持するという回答と5年間に短縮するという回答が拮抗してしていた。また、業務経験年数だけでは入学後の学習への準備状態を評価することが難しい、もしも業務経験年数を現状よりも短縮する場合は、教育体制等の整備が必要であるという意見も多かった。これらの結果をもとに、③教員を対象に行うインタビュー(令和3年度)では、学習への準備状態の確認方法や、必要な体制整備内容とその実現可能性を具体的に調査する。

分担研究者

小山田 恭子（聖路加国際大学看護学研究科教授）
三浦友理子（聖路加国際大学看護学研究科助教）
相澤 恵子（聖路加国際大学看護学研究科助教）
エキスパートパネル（研究協力者）
岡島さおり（日本看護協会常任理事）
釜菴 敏（日本医師会常任理事）
江崎善江（大阪府病院協会看護専門学校副学校長）
田中洋子（2019年度全国通信制看護学校協議会代表、福岡看護専門学校）
鈴木葉子（2020年度全国通信制看護学校協議会代表、麻生看護大学）
柳田朋子（2021年度全国通信制看護学校協議会代表、大阪保健福祉専門学校）

改革事項として決定され、「准看護師としての業務経験年数を短縮することについて検討し、今年中に結論を得て、速やかに措置する」ことが決まった。看護師2年課程(通信制)における学生や教育提供体制の実態や整備すべき体制等を調査した(井部、2017)結果も踏まえて検討が重ねられ、入学に必要な准看護師業務経験年数は7年に短縮されるとともに、専任教員の定数が7人から10人へ増員する等の改正が行われ、平成30年4月より施行されている。

なお、省令上、施行後3年を目途に、「入学者の動向、今後の教育の内容の見直しの状況等を勘案し、入学要件における就業経験年数を5年以上とすることを含めて検討すること」として、「その結果に基づいて、必要な見直しを行うこと」とされている。そこで、本研究は施行後3年となる令和3年(2021)年に向け、制度改正後の学生、教育体制等について調査し、さらなる入学要件の改正や、教育体制の充実に向けた施策を検討するための基礎資料を提供する。

B. 研究方法

制度改正前後の状況を比較するため、本年度は平成30年の改正に向けて行われた調査(井部、2017)で用いた調査票(一部改訂)を使用し、①教員調査、②学生調査の2つを実施した。この質問紙調査での結果を踏まえ、今後の制度の見直しに向けた教育現場の詳細な意見を確認するため、インタビュー調査を行う予定である(令和3年度)。

1：研究の対象

1) 教員調査

全国の看護師2年課程(通信制)17機関で働く専任教員。全国で170人程度であることが想定できることから(17校×10人)、全数を調査対象とした。

A. 研究目的

本研究は、平成 30(2018)年の保健師助産師看護師学校養成所指定規則(以下、省令)の改正で見直された看護師養成所2年課程(通信制)(以下、看護師2年課程(通信制))への業務経験年数等の入学要件が、入学者及び教育体制等に与えた影響を評価することを目的として実施している。令和2年度は2年計画の研究の1年目である。

看護師2年課程(通信制)は、准看護師から看護師への移行促進を目的に、准看護師としての就業経験があるものを対象に平成16(2004)年に設置された。設立当初、入学要件としての准看護師経験年数は10年であった。しかし、看護師に対する社会的なニーズの高まりを背景に、平成27年3月19日、国家戦略特別区域諮問会議において、入学要件の見直しが規制

2) 学生調査

教員調査と同じく全国17の看護師2年課程（通信制）に通う学生のうち約1,500名（各校平均100名弱）を目標とした。

2：対象者のリクルート方法

調査は回答者の利便性と経済性を踏まえ、インターネットで実施した。

1) 教員調査

看護師2年課程（通信制）の教育機関の責任者（教務主任等）に協力依頼状を送付し、協力が得られた場合には所属する専任教員に調査サイトのURLおよびQRコードを周知してもらった。また、看護師2年課程（通信制）の教育機関の協議会の責任者を通じて、各校への調査実施依頼を行っていただけるよう依頼した。

回答は無記名とし、教員には自由意思での研究協力を保証した。

2) 学生調査

看護師2年課程（通信制）の教育責任者（教務主任等）に協力依頼状を送付し、協力が得られた場合には学生調査用サイトのURLおよびQRコードの周知を依頼した。周知の方法は各教育機関が通常行う学生への案内方法に準じて実施してもらった。

教育機関に掲示用するポスター、メール等に添付する電子案内の両方を作成し、どちらも使用できるように提供した。調査サイトへのアクセスにはQRコードを用いて利便性を高めるなど、回答者の負担が低減するよう工夫した。

回答は無記名とし、学生には自由意思での研究協力を保証した。

（倫理面への配慮）

教育に関する現状とニーズを知るための調査であり、身体に影響を及ぼす可能性はないが、「ヘルシンキ宣言」、厚生労働省の「人を対象とした医学系研究に関する倫理指針」に準拠し、プライバシーの保護、不利益・危険性の排除については特に厳守した。聖路加国際大学研究倫理審査委員会の承認を得て実施した（承認番号20-A052）。

C. 研究結果

1) 教員調査

回収数74件のうち、71件を分析対象とした（有効回答率95.9%）。

（1）回答者の属性

看護教員としての経験年数は平均14.9（SD=10.0、最少1、最大40）年、うち看護師2年課程（通信制）での教育経験年数は平均5.6（SD=4.54、最少0、最大16）であった。教員経験以外の看護職としての経験として、臨地での経験年数は平均14.2年であった。

（2）所属校に入学する学生について

①学生の准看護師業務経験年数

回答者が所属する教育機関に2020年度在学する学生の中で、省令改正で入学可能になった業務経

験年数7-10年未満のものが占める割合を聞いたところ、「30-50%程度」が最も多く40.8%（29人）が次いで、「11-30%程度」が36.6%（26人）であった。

②学生の准看護師経験年数の変化

また、制度改正後の学生の准看護師経験年数の変化については、回答者の49.3%（35人）が、「経験年数が短い学生が増えた」と回答していた一方、「一時的に増加したがその後はさほど変わらない」という回答（26.8%、19人）や、「以前とさほど変わらない」18.3%（13人）と、変化は制度改正直後のみ、あっても限定的という回答であった。

（3）所属する教育機関に入学する学生について
以下の3項目については、各教育機関の課程責任者のみに回答を依頼し、14名が回答した。

①出願者数の変化

制度改正後、出願する学生の数に変化があったかどうかについて質問したところ、最も多かった回答は「一時的に増加したが、その後は以前とさほど変わりはない」で64.3%（9人）であった。また、「以前とさほど変わりがない」と回答したのは21.4%（3人）、「以前より増加傾向」は14.3%（3人）であった。

②学生の在学期間の変化

学生の在学期間に変化があったかどうかについては、「以前とさほど変わりがない」という回答が最も多く57.1%（8人）次いで、「休学及び在学期間を延長する学生が増えた」という回答が28.6%（4人）であった。

③入学要件変更後の教育内容・方法、教育体制の変化

入学要件変更後に行った教育内容・方法、教育体制の変化について、8項目に分けて回答を得たところ、最も多く行われていたのは「対面授業等の時間の増加」で90.9%（10人）が実施していた。また、「教育/学習を支援する情報通信機器やシステムの導入」は63.6%（7人）が導入していると回答した。

（4）入学時の学生に身につけている力

入学時に学生が身につけていると感じる力について、4段階のリッカートスケール（「十分身につけている」=3点～「殆ど身につけていない」=0点）にて、回答を得た。

平均値が2（身につけている）を超える項目はなかった。最も平均値が高かったのは「モチベーションを維持する力（1.45）」、次いで「看護の仕事に楽しさを感じる力（1.38）」であった。中央値で確認すると、ほとんどの項目が1（少し身につけている）という評価であった。「資料や文献を調べる力」と、「情報を統合する力」については、中央値が0（殆ど身につけていない）と回答した。

（5）准看護師経験10年未満/10年以上の学生の違い

省令改正で入学した、准看護師経験10年未満の学生と、それ以上の経験を持つ学生との間に、学習上の違いを感じるかどうかについて、「どちらともいえない」という回答が約半数（47.9%、34人）を占めた。次いで、38.0%（27人）の学生が「違いはない」と認識していた。「違いがある」と回答したのは、14.1%（10人）であった。

「違いがある」と回答した者に対して、自由記載

で具体的にどのような違いがあるかを問うたところ、「経験年数が少ない学生の方が文章力、アセスメント力、社会的マナー言葉遣いなど含めて指導が必要」、「(入学要件としての業務経験年数が)10年の頃の学生に比べると、(10年未満の学生のほうが)全体的に受動的」など、10年未満の学生に課題があるという意見があった一方、「経験年数が浅いグループの方が、読解力や文章を書く能力が高く吸収力や応用力が高いイメージ」、「就業経験が短い学生の方が、学習に向かう気持ちや理解力などが高い」といった、10年未満の学生の優れた点を指摘する意見もあった。

(6) 学生が就学中に身につける必要がある力

学生が在学中に身につける必要があると感じる力に関する28項目について、4段階のリッカートスケール(「身につける必要が大変ある」=3点～「身につける必要がほとんどない」=0点)にて回答を得た。

全ての項目の平均値が2(身につける必要がある)を超えていた。中でも平均値が高かったのは、「アセスメント能力(2.83)」、次いで「病態生理に関する知識(2.73)」、「実践を振り返り、起こったことを分析することができる力(2.69)」であった。中央値でみると2(身につける必要がある)項目と3(身につける必要が大変ある)項目がそれぞれ14項目ずつであった。

(7) 教育効果を高めるために実施している項目

通信制での教育効果を高めるために取り組んでいることについて(9項目)、5段階のリッカートスケール(「十分実施している」=4点～「全く実施していない」=0点)にて回答を得た。

平均値でみると最も多く実施されていた項目は「自宅での学習の仕方や進め方についての指導(2.90)」、次いで「学習の到達度に応じた個別指導(2.80)」であった。最も実施されていない項目は「添削指導員の増員(0.54)」であった。中央値で確認したところ、3(実施している)を示した項目は「自宅での学習の仕方や進め方についての指導」、「学習の到達度に応じた個別指導」、「規程の授業以外の学習会の開催」、「教員の教育力向上のための研修等」の4項目であった。

(8) 入学要件における准看護師経験年数をさらに短縮した場合に必要な対策

必要な対策であると考えられる13項目について、4段階のリッカートスケール(「対策がとても必要である」=3点～「対策が必要ではない」=0点)にて回答を得た。

最も平均値が高かった項目は「教員の教育力向上を図ること(2.28)」、次いで「国家試験対策に力を入れること(2.24)」、「教室、図書館、IT環境など施設を充実すること(2.08)」であった。

中央値では「見学実習の単位数を増加すること」、「見学ではない実習を行うこと」の実習に関する2項目のみが「対策があまり必要ではない」を示す1点、その他の10項目は全て2点(「対策がまあまあ必要である」)であった。

(9) 入学要件における准看護師経験年数をさらに短縮した場合の学生の到達度の変化

入学要件における准看護師経験年数をさらに短

縮した場合に考えられる学生の達成度の変化については、関連する7項目について、「非常に高くなる」=4点～「非常に低くなる」=0点の5段階のリッカートスケールにて回答を得た。

平均値が3(高くなる)以上の値を示す項目はなく、最も平均値が高かった項目は「今後看護の専門性を高めたいという気持ち(2.27)」であった。また、最も平均値が低かったのは「対象の捉え方(アセスメント能力)(1.77)」、次いで「根拠のある看護実践を行う力(1.92)」であった。中央値ではすべての項目が「変わらない」(2点)を示した。

(10) 看護師学校養成所2年課程(通信制)への入学要件について

最後に2年課程(通信制)への入学要件として必要であると考えられる准看護師業務経験年数について問うたところ、「5年」と回答するものが最も多く、38%(27人)であった。しかし、現状の「7年」との回答も35.2%(25人)であり、拮抗していた。また、回答を現状の7年以上と、7年未満の2群に分けたところ「7年以上」と回答したものが57.4%(35人)、「7年未満」が47.8%(34人)と、こちらも拮抗していた(無回答2.8%、2人)。最短で「3年」と回答したものが4.2%(3人)であったのに対し、省令改正前の「10年」と回答したものは9.9%(7人)であった。

業務経験年数については、自由記載でも回答を得ており、7年より短縮してもよいと考える理由について「臨床に長くいて学校から離れ過ぎると学習意欲が低下する」、「経験年数を短くすることで専門職に必要な知識・技術を早期に修得できる方が良い」などの意見があった。一方、現状維持、もしくは現状より延長したほうが良いと考える理由については、「実践からの経験に科学的根拠を考える上で、経験値があるほうがよい」、「これまでの准看護師経験をいかした教育自体が難しくなる」といった意見があった。

なお、現状以上の短縮に賛成する・しないに関わらず、経験年数そのものよりも個人の能力であり、年数で判断すること自体の限界を指摘する意見や、入学要件としての業務経験年数の確認方法に課題があるといった意見があった。

2) 学生調査

1,682件回収され、そのうち956件を分析対象とした(有効回答率78.4%)。

(1) 回答者の属性

回答者の年齢は最も低いものが25歳、最も高いものが62歳であり、平均年齢は42.7歳(SD7.0)であった。年齢階級別にみると、41～45歳が最も多く24.2%(214人)、次いで36～40歳が23.0%(220人)、46～50歳が22.4%(214人)であった。

准看護師としての経験年数は、9年までのものが最も多く26.0%(249人)、次いで10～12年が23.7%(227人)、13から15年が16.3%(156人)であった。

准看護師養成所の卒業年度は、1978年～2013年までと35年の幅があり、看護以外の教育背景(最終学歴)は、高等学校卒が最も多く63.0%(602人)、次いで専門・専修学校卒が22.3%(213人)、短大・大学卒は合わせて10.6%(101人)、中学校卒は4.2%(40人)であった。

(2) 回答者の就業状況と就業先

①就業状況と現在の勤務先の施設種別

94.5% (903人) が准看護師として就業しながら学習しており、就業先は59.7% (539人) が「病院」、15.3% (138人) が「介護保険施設」であった。

現在病院で働いている539人が、働く診療科でも多かったのは「精神科病棟」で25.8% (139人)、次に「内科系病棟」が22.4% (121人) であった。

②最も長く勤務している施設種別等と就労形態

現在働いていないものも含め、最も長く勤務している(したことがある)施設種別については、「病院」が64.1% (613人) で最も多く、次いで「介護保険施設」が11.9% (114人)、「診療所(無床)」9.9% (95人) と続いた。

そして最も長く勤務している施設が「病院」であった613人について、その時の就労形態は「常勤」が92.4% (564人) を占めた。勤務していた部署の診療科種別では、「内科系病棟」が最も多く25.1% (154人)、次いで「精神科病棟」が23.5% (144人)、「混合病棟」が19.1% (117人) であった。

また、最も長く勤務している施設種別が病院以外と回答した343名でも、就労形態は「常勤」が最も多く84.0% (288人) であった。

③准看護師としての就業先での継続教育の機会

これまで准看護師として就業中、職場で継続教育を受ける機会があったかどうかについては、「継続教育の機会はなかった」ものが48.7% (466人) と約半数を占めた。また「准看護師のみが対象ではないが、継続教育の機会があった」ものは43.6% (417人) であった。「准看護師のみを対象にした継続教育の機会があった」ものは、7.0% (67人) のみであった。

(3) 准看護師課程に通った理由

2年課程(通信制)に通う以前に、准看護師養成課程に通った理由に関する9項目について、4段階のリッカートスケール(「とてもそうである」=3点～「そうではない」=0点)にて回答を得た。

2(そうである)を超えた項目は、中央値では「准看護師になりたかったから」、「看護師hになりたかったから」、「働きながら通えるから」、「自宅から通えるところに准看護師学校があったから」の4項目であった。平均値でみると2(そうである)を超えたのは、「看護師になりたかったから(2.09)」の1項目のみであった。

(4) 現在通っている2年課程(通信制)を選んだ理由

2年課程(通信制)に進学した理由について関連する10項目から、最も当てはまると思う項目を選択してもらったところ、「働きながら学ぶことができるから(55.6%、532人)が最も多く半数以上を占めた。次いで「入学に必要な業務経験年数が7年に短縮されたから」で13.6% (130人)、「看護についてしっかり学びたかったから」11.3% (108人) と続いた。

(5) 准看護師として仕事をする際に基本としている姿勢

准看護師として仕事をする際に基本としている姿勢に関する16項目について、4段階のリッカートスケール(「いつもそうしている」=3点～「そ

うしていない」=0点)にて、回答を得た。質問項目は、「新人看護職員研修到達目標」における「看護職員として必要な基本姿勢と態度についての到達目標」(厚生労働省)を参考に作成した。中央値が3(いつもそうしている)であった項目は2項目あり、「看護行為によって患者の生命を脅かす危険性もあることを認識し行動する」、「守秘義務を厳守し、プライバシーに配慮する」であった。その他の項目は全て2(そうしている)であった。

平均値では「看護行為によって患者の生命を脅かす危険性もあることを認識し行動する(2.3)」が最も高かった。

(6) 実技技能の習得状況

保持している実技技能について、新人看護職員研修ガイドライン【改定版】(厚生労働省)における、「技術的側面：看護技術についての到達目標」を参考に、作成した43項目について、「一人で実施できる」=2点、「援助をうけながら実施できる」=1点、「実施したことがない/実施する機会がない」=0点にて回答を得た。

①実技技能の実施状況

90%以上のものが「一人で実施できる」と回答した項目は「臥床患者のベッドメイキング」「導尿」「排便」「臥床患者の口腔ケア」「口腔内吸引」など20項目あった。逆に一人で実施できると回答した割合が最も低かったのは、「輸血の準備」(50.1%)、次いで「体位ドレナージ」(54.1%)、「輸血中と輸血後の観察」(54.4%)であった。また、全体で25%以上が「実施したことがない/機会がない」と回答した項目は「輸血の準備」と「輸血中と輸血後の観察」の2項目であった。

②准看護師経験年数階級別の実技技能の実施状況

経験年数階級別に分析したところ、全ての年代において90%以上のものが「一人で実施できる」と回答した項目は「臥床患者のベッドメイキング」「臥床患者および嚥下障害のある患者の食事介助」「排便」「浣腸」「経口薬の与薬」「外用薬の与薬」「点滴静脈内注射」「バイタルサイン(呼吸・脈拍・体温・血圧)の観察」「バイタルサイン(呼吸・脈拍・体温・血圧)の解釈」「静脈内採血」「採尿および尿検査」「血糖値測定」の12項目であった。一方「一人で実施できる」ものの割合がすべての年代で60%を超えない項目は、「輸血の準備」「輸血中と輸血後の観察」であった。なお、「手術後および麻酔等で活動に制限のある患者の体位変換」「体位ドレナージ」「輸液ポンプおよびシリンジポンプの準備と管理」「輸血の準備」「輸血中と輸血後の観察」の5項目は、「実施したことがないまたは実施する機会がない」という回答がすべての年代で10%を超えていた。

③准看護師経験年数10年未満と10～12年での実技技能の実施状況

経験年数が10年未満のものと10～12年のものの「一人で実施できる」と回答した割合の差を見ると、10～12年の者の方が高い項目は10項目、逆に10年未満の者の方が高い項目が33項あった。

最も差が大きかったのは「輸液ポンプおよびシリンジポンプの準備と管理」であり、10年未満の68.7%が「一人で実施できる」と回答したのに対し、10～12年が59.5%と、10年未満のものの方が高かった。

④就業先施設による実技技能の実施状況

さらに就業先のうち最も長く勤務した場所が病院であった613人の、勤務した診療科別に結果を分類し、最も多くが所属していた「内科系病棟(154人)」と2番目に多かった「精神科病棟(144人)」とを比較したところ、「一人で実施できる」と回答した割合が20ポイント以上異なる項目は9項目(「手術後および麻酔等で活動に制限がある患者の体位変換」「気管内吸引」「体位ドレナージ」「皮内注射」「輸液ポンプおよびシリンジポンプの準備と管理」「輸血の準備」「輸血中と輸血後の観察」「十二誘導心電図の装着」「無菌操作の実施」)であった。

(7) 看護師学校養成所2年課程(通信制)への入学要件について

最後に学生自身が認識する2年課程(通信制)への入学要件における適正業務経験年数を問うたところ、現状通りの「7年」とする回答が最も多く(33.7%、322人)、次いで「5年」(33.7%、314人)という意見であった。

現状より多い7年以上(8~10年)と回答したのも27.7%(265人)おり、全体として7年未満(0~6年)と、7年以上を比較すると、7年未満が39.5%(369人)、7年以上が61.4%(587人)という結果であった。

教員調査と同様そう考える理由について自由記載にて回答を得たところ、自らの経験を振り返り「自分が学校に行くようになってからは、5年程でもいいのではないかと思う様になりました」、「女性であれば妊娠・出産などで、子を産めば産む程、看護師になりづらい。経験年数が7年必要であることは長いように思う」など、ライフイベントとの関連から、さらなる短縮に賛成する意見がある一方、自らの経験を振り返り「通信課程での学習をしていくのに、准看護師経験5年は短い」、「実際に通信制で学んでみると、学校で毎日丁寧に教わることはない(中略)、現在の入学要件の実務経験7年から5年になるのであれば、経験が浅いため、勉強の内容を正しく理解し、知識を習得することは難しい」などの意見があった。また、現状より延長すべきという意見の中にも自らの経験をもとに「12年の経験を経て、通信過程に入学したが(中略)なかなか思い通りには進まない」ことを理由とした記述があった。

そして現在の7年よりも短縮することに賛成する・しないに関わらず、同じ経験年数でも働き方や働く場所によって学習への準備性が異なるため、業務経験年数そのものによって、入学要件を検討することについての限界を指摘する意見もあった。7年よりも短縮することを支持する意見のなかにも同様の指摘をする記述があり、もしも短縮するのであれば、就学期間の延長や実習時間の増加を行うなど、学習内容の変更が必要であるという意見があった。

D. 考察

本調査は、平成30(2018)年に行われた保健師助産師看護師学校養成所指定規則の改正の影響を評価すること、さらに施行後3年を目途に求められている見直しに向けた検討を行うことを目的に実施した。そこでここからは、学生の状況に関する本

調査と省令改正前に行われた調査(井部,2017、以降「2015年度調査」と)との結果の比較、そして省令改正前後の変化について質問した項目に注目し、

1) 教員調査、2) 学生調査に分けて考察する。なお「2015年度調査」の1) 教員調査の対象者は、116人、2) 学生調査の対象者は2,208人(2年課程通信制に通っていないもの64人を含む)であった。

1) 教員調査

(1) 学生の状況と就学中に必要な学習支援

①入学時の準備状況

准看護師業務経験年数の長短が、入学時の学生の学習準備状況に影響しているかどうかを確認するため、「入学時の学生に身につけている力について」の回答結果を比較した(Mann-WhitneyのU検定)。全ての項目において統計的な差は認められなかったものの、「殆ど身につけていない」と回答したものの割合は、全ての項目において本調査のほうが増加していた。

②学生が就学中に身につける必要がある力

教員が認識する「学生が就学中に身につける必要がある力」は、すなわち学生が、2年間の就学期間で体得することが期待されている力である。省令改正後入学した、准看護師としての経験が短い学生の入学時の学習準備状況が省令改正前の学生よりも不足していた場合、より多くの教員が「身につける必要がある」と回答する、もしくはより多くの項目について就学期間に身につけることができると回答することが予測できる。

2015年度調査と本調査を比較したところ、平均値が高かった項目は、どちらも「アセスメント能力」、「病態生理に関する知識」、「実践を振り返り、起こったことを分析することができる力」と、全く同じ順序であった。

Mann-WhitneyのU検定にて比較したところ、得点に統計的に有意な差があった項目は、「文章を読む力(p=0.007)」、「文章を書く力(p=0.044)」、「モチベーションを維持する力(p=0.026)」、「看護の仕事に楽しさを感じる(p=0.044)」、「学習に対して楽しさを感じる(p=0.002)」、「学習に関する自己効力感を高めること(p=0.030)」、「アセスメント能力(p=0.034)」であり、いずれも本調査の方が得点が高かった。得点の高い方が、必要性が高いと感じていることを示しており、教員は省令改正後のほうが学生が就学中に身につける必要がある力が多いと認識していたと考えられる。

③学生への教育効果を高めるための支援

そこで、「教育効果を高めるために実施している項目」についても同様に2015年度と本調査の結果を比較した(Mann-WhitneyのU検定)。

「看護技術の到達度の定期的な確認(p=0.002)」、「学習会の開催(p=0.005)」、「実習指導者の増員(p=0.018)」に統計的な有意差があった。得点が高い方が、より実施していることを示しており、本調査の方が高かった項目は「看護技術の到達度の定期的な確認」のみであった。一方「学習会の開催」、「実習指導者の増員」は、2015年度調査の時点のほうが多く実施されていた。つまり、本調査において、教員は学生がより多くの力を身につける必要があると認識する一方、教育効果を高める

ために実施している項目の実施は低下していたということになる。

これには、2018年の省令改正において、入学する学生の准看護師業務経験年数を短縮するとともに、専任教員の増員および、対面授業数の増加が行われたことから、学習会を開催するための対面授業や、実習を含めた指導者の人数は既に増加・増員されている可能性があることが、影響していると考えられる。また、省令改正前後で学生の状況を確認する項目や、必要な支援の項目そのものが変化したことなども考えられ、準備された項目に回答する本調査の調査票では、回答することができなかった可能性がある。

今後の教育体制の充実を検討するうえでは、この結果の理由を詳細に検討するとともに、調査票では知り得なかった学生の状況や、必要な学習支援策について確認する必要がある。

(2) 入学要件とする准看護師業務経験年数の検討

①入学要件をさらに短縮した場合に想定される学習の達成度

入学要件とする准看護師経験年数をさらに短縮した場合の学生の達成度の変化の認識については、2015年度調査でも3(高くなる)以上の平均値を示した項目はなく、最も平均値が高かったのは「今後看護の専門性を高めたいという気持ち」、最も平均値が低かったのは「対象の捉え方(アセスメント能力)」と、今年度と同様であった。

本調査と2015年度調査に統計学的に有意な差があった項目(Mann-WhitneyのU検定)は「アセスメント能力(p=0.050)」、「今後看護の専門性を高めたいと思う気持ち(p=0.043)」、「看護に対する考え方の変化(p=0.016)」、「根拠のある看護実践を行う力(p=0.034)」であり、全て2020年度調査の方が得点が低かった。得点が低い方が、到達度が低くなると考えていることを示していることから、もしも准看護師経験年数をさらに短縮する場合、学生が学習目標を達成するには、就学中により充実した支援が必要になると考えられる。

②入学要件をさらに短縮した場合に必要な支援

しかし、入学要件における准看護師経験年数をさらに短縮した場合に必要な対策について問うた質問項目の結果を2015年度調査と比較したところ

(Mann-WhitneyのU検定)、統計学的に有意な差があったのは、「教員を増員すること(p=0.044)」、「面接授業科目の単位数を増加すること(p=0.008)」、「見学ではない実習を行うこと(p=0.002)」、「実習指導者の教育力向上を図ること(p=0.006)」であり、全て2015年度の方が得点が高いという結果であった(本質問項目について、2015年度調査では、業務経験年数を10年よりも短縮した場合に必要な対策について問い、2020年度調査では7年よりも短縮した場合について問うている)。

教員は、現状のままでは学習目標の達成に課題があると2015年度調査時よりも強く認識している一方、対策の必要性への認識の程度が低い傾向があるというこの結果について、これも、2018年の省令改正において、行われた専任教員の増員、対面授業数の増加が影響している可能性がある。

今後の制度の方向性について検討する際、既に実施されてきた支援内容の効果を教員がどのように認識しているか、そしてさらに必要な支援や対

策は何なのかについて、実現可能性を含めてより詳細な検討が必要である。

2) 学生調査

①学生の属性

回答者の平均年齢は、2015年度調査も本調査と同様の傾向であった。また、准看護師としての経験年数については、2015年度調査と本調査では区分年数が少し異なっており、2015年度調査においては「20年以上」(33.5%)が最も多く、次いで「11～13年」(29.8%)であった。2020年度は省令改正で入学した「～9年」(26.0%)が最も多かったが、次いで「19年以上」(25.1%)、10～12年(23.7%)であった。新たな制度に伴い入学したもの以外の経験年齢の傾向は類似していた。

看護以外の教育背景は、高等学校卒が最も多いのは両調査とも同様の傾向であり、中学校卒の割合は、若干減少(4.0%から3.8%)、大卒と短期大学卒の割合は本調査で増加していた(4.2%から11.8%)。

准看護師として就業しながら学習している学生の割合は、2015年度調査で94.8%、本調査でも94.6%とほぼ同様の傾向であった。就業先が「病院」であるものが最も多い傾向も同様で、その割合も2015年度(61.0%)とほぼ変わっていない。

看護師養成所2年課程(通信制)に進学した理由は、2015年度調査においても、「働きながら学ぶことができるから」を選んだものが約半数(46.2%)、次いで、「10年以上の経験があったから」(17.0%)であった。2020年度調査でも最も多かった理由は同じであり、次いで「入学に必要な業務経験年数が7年以上に短縮されたから」であった。つまり「働きながら学べる事」そして、「入学要件としての准看護師経験年数が満たされていること」が、進学先決定の大きな要因であることが示唆された。

②保持する実技技能と適正だと考える業務経験年数

保持していると認識する実技技能については、2015年度調査では、経験年数があがるとすべての項目で「一人でできる」と回答する傾向が高かったという結果であったが、本調査では一部逆転する項目もあった。また、就業先によって必要とされる実技技能が異なることから、経験年数というよりも、就業先の違いによる影響があることが示唆された。

2年課程(通信制)への入学要件において適正だと思う准看護師としての業務経験年数について、2015年度調査では当時の現状に近い9年とするものが最も多く(32.3%)、次に5年が32.6%、7年が12.1%であった。本調査でも現状の7年という回答が最も多く33.7%を占め、5年の回答割合も2015年度調査とほぼ同じである(32.8%)一方、現状より長い8～10年とする回答も27.7%あり、うち24.4%が、省令改正前の10年という回答であった。

つまり本調査での回答は、現状よりも短縮したいという意見が3割強ある一方、現状若しくは、現状より長いほうが良いという意見がその他(61.4%)を占めていた。そして短縮を支持するかどうかに関わらず、学生が働いていた場所や仕事の内容による違いがあり、経験年数そのもので入学要件を検討することの限界を指摘していた。

看護師2年課程通信制における学習の当事者である学生のうち6割以上が、入学要件としての准

看護師修業年限の短縮を要望していないこと、少なくとも現状の教育体制のままで入学要件を短縮することには課題があると感じていること、准看護師としての業務経験年数からだけでは学習への準備性を確保することにならないと述べているという点については、今後の入学要件の改正や、教育体制のあり方の検討において、十分認識しておく必要がある。

E. 結論

平成30(2018)年の保健師助産師看護師学校養成所指定規則(以下、省令)の改正で見直された看護師養成所2年課程(通信制)(以下、2年課程(通信制))への業務経験年数等の入学要件について、施行後3年となる令和3年(2021)年に向け、制度改正後の学生、教育体制等について調査し、さらなる入学要件の改正や、教育体制の充実に向けた施策を検討するための基礎資料を提供することを目的に、全国の2年課程(通信制)の教員、および学生に調査を行った。

教員調査では現在行われている学生への教学支援対策の効果や、さらに必要な支援について、その実現可能性を含めたより詳細な検討が必要であることが示唆された。また、学生調査では少なくとも現状の教育体制のままで入学要件を短縮することには課題があり、准看護師としての業務経験年数だけでは学習への準備性を確保することにならないと自ら認識していることがわかった。

これらの結果を踏まえ、2年目(令和3年度)のインタビュー調査を行う。

F. 健康危険情報 なし

G. 研究発表

1. 論文発表 なし
2. 学会発表

令和3年度に行われる学会にて発表予定。

H. 知的財産権の出願・登録状況(予定を含む)

1. 特許取得 なし
2. 実用新案登録 なし
3. その他 なし

書籍

| 著者氏名 | 論文タイトル名 | 書籍全体の編集者名 | 書 籍 名 | 出版社名 | 出版地 | 出版年 | ページ |
|------|---------|-----------|-------|------|-----|-----|-----|
| なし | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |

雑誌

| 発表者氏名 | 論文タイトル名 | 発表誌名 | 巻号 | ページ | 出版年 |
|-------|---------|------|----|-----|-----|
| なし | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |

書籍

| 著者氏名 | 論文タイトル名 | 書籍全体の編集者名 | 書 籍 名 | 出版社名 | 出版地 | 出版年 | ページ |
|------|---------|-----------|-------|------|-----|-----|-----|
| なし | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |

雑誌

| 発表者氏名 | 論文タイトル名 | 発表誌名 | 巻号 | ページ | 出版年 |
|-------|---------|------|----|-----|-----|
| なし | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |

2021年 3月 31日

厚生労働大臣
(国立医薬品食品衛生研究所長) 殿
(国立保健医療科学院長)

機関名 聖路加国際大学

所属研究機関長 職名 学長

氏名 堀内 成子

次の職員の令和2年度厚生労働行政推進調査事業費の調査研究における、倫理審査状況及び利益相反については以下のとおりです。

- 研究事業名 地域医療基盤開発推進研究事業
- 研究課題名 看護師学校養成所2年課程(通信制)の入学要件等の見直しによる影響の評価
- 研究者名 (所属部局・職名) 看護学研究科・教授
(氏名・フリガナ) 奥 裕美・オク ヒロミ

4. 倫理審査の状況

| | 該当性の有無 | | 左記で該当がある場合のみ記入(※1) | | |
|-------------------------------------|-------------------------------------|-------------------------------------|-------------------------------------|---------|--------------------------|
| | 有 | 無 | 審査済み | 審査した機関 | 未審査(※2) |
| ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針 | <input type="checkbox"/> | <input checked="" type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | | <input type="checkbox"/> |
| 遺伝子治療等臨床研究に関する指針 | <input type="checkbox"/> | <input checked="" type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | | <input type="checkbox"/> |
| 人を対象とする医学系研究に関する倫理指針(※3) | <input checked="" type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input checked="" type="checkbox"/> | 聖路加国際大学 | <input type="checkbox"/> |
| 厚生労働省の所管する実施機関における動物実験等の実施に関する基本指針 | <input type="checkbox"/> | <input checked="" type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | | <input type="checkbox"/> |
| その他、該当する倫理指針があれば記入すること (指針の名称:) | <input type="checkbox"/> | <input checked="" type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | | <input type="checkbox"/> |

(※1) 当該研究者が当該研究を実施するに当たり遵守すべき倫理指針に関する倫理委員会の審査が済んでいる場合は、「審査済み」にチェックし一部若しくは全部の審査が完了していない場合は、「未審査」にチェックすること。

その他(特記事項)

(※2) 未審査に場合は、その理由を記載すること。

(※3) 廃止前の「疫学研究に関する倫理指針」や「臨床研究に関する倫理指針」に準拠する場合は、当該項目に記入すること。

5. 厚生労働分野の研究活動における不正行為への対応について

| | |
|-------------|---|
| 研究倫理教育の受講状況 | 受講 <input checked="" type="checkbox"/> 未受講 <input type="checkbox"/> |
|-------------|---|

6. 利益相反の管理

| | |
|--------------------------|---|
| 当研究機関におけるCOIの管理に関する規定の策定 | 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> (無の場合はその理由:) |
| 当研究機関におけるCOI委員会設置の有無 | 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> (無の場合は委託先機関:) |
| 当研究に係るCOIについての報告・審査の有無 | 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> (無の場合はその理由:) |
| 当研究に係るCOIについての指導・管理の有無 | 有 <input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> (有の場合はその内容:) |

(留意事項) ・該当する口にチェックを入れること。
・分担研究者の所属する機関の長も作成すること。

2021年 3月 31日

厚生労働大臣
(国立医薬品食品衛生研究所長) 殿
(国立保健医療科学院長)

機関名 聖路加国際大学

所属研究機関長 職名 学長

氏名 堀内 成子

次の職員の令和2年度厚生労働行政推進調査事業費の調査研究における、倫理審査状況及び利益
理については以下のとおりです。

1. 研究事業名 地域医療基盤開発推進研究事業
2. 研究課題名 看護師学校養成所2年課程(通信制)の入学要件等の見直しによる影響の評価
3. 研究者名 (所属部局・職名) 看護学研究科・助教
(氏名・フリガナ) 三浦 友理子・ミウラ ユリコ

4. 倫理審査の状況

| | 該当性の有無 | | 左記で該当がある場合のみ記入(※1) | | |
|-------------------------------------|-------------------------------------|-------------------------------------|-------------------------------------|---------|--------------------------|
| | 有 | 無 | 審査済み | 審査した機関 | 未審査(※2) |
| ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針 | <input type="checkbox"/> | <input checked="" type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | | <input type="checkbox"/> |
| 遺伝子治療等臨床研究に関する指針 | <input type="checkbox"/> | <input checked="" type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | | <input type="checkbox"/> |
| 人を対象とする医学系研究に関する倫理指針(※3) | <input checked="" type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input checked="" type="checkbox"/> | 聖路加国際大学 | <input type="checkbox"/> |
| 厚生労働省の所管する実施機関における動物実験等の実施に関する基本指針 | <input type="checkbox"/> | <input checked="" type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | | <input type="checkbox"/> |
| その他、該当する倫理指針があれば記入すること (指針の名称:) | <input type="checkbox"/> | <input checked="" type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | | <input type="checkbox"/> |

(※1) 当該研究者が当該研究を実施するに当たり遵守すべき倫理指針に関する倫理委員会の審査が済んでいる場合は、「審査済み」にチェックし一部若しくは全部の審査が完了していない場合は、「未審査」にチェックすること。

その他(特記事項)

(※2) 未審査に場合は、その理由を記載すること。

(※3) 廃止前の「疫学研究に関する倫理指針」や「臨床研究に関する倫理指針」に準拠する場合は、当該項目に記入すること。

5. 厚生労働分野の研究活動における不正行為への対応について

| | |
|-------------|---|
| 研究倫理教育の受講状況 | 受講 <input checked="" type="checkbox"/> 未受講 <input type="checkbox"/> |
|-------------|---|

6. 利益相反の管理

| | |
|--------------------------|---|
| 当研究機関におけるCOIの管理に関する規定の策定 | 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> (無の場合はその理由:) |
| 当研究機関におけるCOI委員会設置の有無 | 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> (無の場合は委託先機関:) |
| 当研究に係るCOIについての報告・審査の有無 | 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> (無の場合はその理由:) |
| 当研究に係るCOIについての指導・管理の有無 | 有 <input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> (有の場合はその内容:) |

(留意事項) ・該当する□にチェックを入れること。
・分担研究者の所属する機関の長も作成すること。

2021年 3月 31日

厚生労働大臣
(国立医薬品食品衛生研究所長) 殿
(国立保健医療科学院長)

機関名 聖路加国際大学

所属研究機関長 職名 学長

氏名 堀内 成子

次の職員の令和2年度厚生労働行政推進調査事業費の調査研究における、倫理審査状況及び利益
理については以下のとおりです。

1. 研究事業名 地域医療基盤開発推進研究事業
2. 研究課題名 看護師学校養成所2年課程（通信制）の入学要件等の見直しによる影響の評価
3. 研究者名 (所属部局・職名) 看護学研究科・教授
(氏名・フリガナ) 小山田恭子・オヤマダ キョウコ

4. 倫理審査の状況

| | 該当性の有無 | | 左記で該当がある場合のみ記入 (※1) | | |
|-------------------------------------|-------------------------------------|-------------------------------------|-------------------------------------|---------|--------------------------|
| | 有 | 無 | 審査済み | 審査した機関 | 未審査 (※2) |
| ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針 | <input type="checkbox"/> | <input checked="" type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | | <input type="checkbox"/> |
| 遺伝子治療等臨床研究に関する指針 | <input type="checkbox"/> | <input checked="" type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | | <input type="checkbox"/> |
| 人を対象とする医学系研究に関する倫理指針 (※3) | <input checked="" type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input checked="" type="checkbox"/> | 聖路加国際大学 | <input type="checkbox"/> |
| 厚生労働省の所管する実施機関における動物実験等の実施に関する基本指針 | <input type="checkbox"/> | <input checked="" type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | | <input type="checkbox"/> |
| その他、該当する倫理指針があれば記入すること (指針の名称:) | <input type="checkbox"/> | <input checked="" type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | | <input type="checkbox"/> |

(※1) 当該研究者が当該研究を実施するに当たり遵守すべき倫理指針に関する倫理委員会の審査が済んでいる場合は、「審査済み」にチェックし一部若しくは全部の審査が完了していない場合は、「未審査」にチェックすること。

その他 (特記事項)

(※2) 未審査に場合は、その理由を記載すること。

(※3) 廃止前の「疫学研究に関する倫理指針」や「臨床研究に関する倫理指針」に準拠する場合は、当該項目に記入すること。

5. 厚生労働分野の研究活動における不正行為への対応について

| | |
|-------------|---|
| 研究倫理教育の受講状況 | 受講 <input checked="" type="checkbox"/> 未受講 <input type="checkbox"/> |
|-------------|---|

6. 利益相反の管理

| | |
|--------------------------|---|
| 当研究機関におけるCOIの管理に関する規定の策定 | 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> (無の場合はその理由:) |
| 当研究機関におけるCOI委員会設置の有無 | 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> (無の場合は委託先機関:) |
| 当研究に係るCOIについての報告・審査の有無 | 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> (無の場合はその理由:) |
| 当研究に係るCOIについての指導・管理の有無 | 有 <input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> (有の場合はその内容:) |

(留意事項) ・該当する口にチェックを入れること。
・分担研究者の所属する機関の長も作成すること。

2021年 3月 31日

厚生労働大臣
(国立医薬品食品衛生研究所長) 殿
(国立保健医療科学院長)

機関名 聖路加国際大学

所属研究機関長 職名 学長

氏名 堀内 成子

次の職員の令和2年度厚生労働行政推進調査事業費の調査研究における、倫理審査状況及び利用については以下のとおりです。

- 研究事業名 地域医療基盤開発推進研究事業
- 研究課題名 看護師学校養成所2年課程(通信制)の入学要件等の見直しによる影響の評価
- 研究者名 (所属部局・職名) 看護学研究科・助教
(氏名・フリガナ) 相澤 恵子・アイザワ ケイコ

4. 倫理審査の状況

| | 該当性の有無 | | 左記で該当がある場合のみ記入(※1) | | |
|-------------------------------------|-------------------------------------|-------------------------------------|-------------------------------------|---------|--------------------------|
| | 有 | 無 | 審査済み | 審査した機関 | 未審査(※2) |
| ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針 | <input type="checkbox"/> | <input checked="" type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | | <input type="checkbox"/> |
| 遺伝子治療等臨床研究に関する指針 | <input type="checkbox"/> | <input checked="" type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | | <input type="checkbox"/> |
| 人を対象とする医学系研究に関する倫理指針(※3) | <input checked="" type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input checked="" type="checkbox"/> | 聖路加国際大学 | <input type="checkbox"/> |
| 厚生労働省の所管する実施機関における動物実験等の実施に関する基本指針 | <input type="checkbox"/> | <input checked="" type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | | <input type="checkbox"/> |
| その他、該当する倫理指針があれば記入すること (指針の名称:) | <input type="checkbox"/> | <input checked="" type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | | <input type="checkbox"/> |

(※1) 当該研究者が当該研究を実施するに当たり遵守すべき倫理指針に関する倫理委員会の審査が済んでいる場合は、「審査済み」にチェックし一部若しくは全部の審査が完了していない場合は、「未審査」にチェックすること。

その他(特記事項)

(※2) 未審査に場合は、その理由を記載すること。

(※3) 廃止前の「疫学研究に関する倫理指針」や「臨床研究に関する倫理指針」に準拠する場合は、当該項目に記入すること。

5. 厚生労働分野の研究活動における不正行為への対応について

| | |
|-------------|---|
| 研究倫理教育の受講状況 | 受講 <input checked="" type="checkbox"/> 未受講 <input type="checkbox"/> |
|-------------|---|

6. 利益相反の管理

| | |
|--------------------------|---|
| 当研究機関におけるCOIの管理に関する規定の策定 | 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> (無の場合はその理由:) |
| 当研究機関におけるCOI委員会設置の有無 | 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> (無の場合は委託先機関:) |
| 当研究に係るCOIについての報告・審査の有無 | 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> (無の場合はその理由:) |
| 当研究に係るCOIについての指導・管理の有無 | 有 <input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> (有の場合はその内容:) |

(留意事項) ・該当する□にチェックを入れること。
・分担研究者の所属する機関の長も作成すること。